

介護人材資質向上事業実施要綱の一部改正 新旧対照表

新	旧
介護人材資質向上事業実施要綱	介護人材資質向上事業実施要綱
1～3 (略)	1～3 (略)
4 その他	4 その他
(1)～(2) (略)	(1)～(2) (略)
(3) 喀痰吸引等研修、アセッサー研修、キャリアパス対応生涯研修、認知症介護実践者研修、 <u>認知症介護リーダー研修及び介護支援専門員に係る法定研修</u> に対する経費は対象としない。	(3) 喀痰吸引等研修、アセッサー研修、キャリアパス対応生涯研修、認知症介護実践者研修 <u>及び</u> 認知症介護リーダー研修に対する経費は対象としない。
(4) 前記3(1)ア(ウ)の場合を除き、 <u>生活援助従事者研修</u> 、介護職員初任者研修及び介護福祉士実務者研修に対する経費は対象としない。	(4) 前記3(1)ア(ウ)の場合を除き、介護職員初任者研修及び介護福祉士実務者研修に対する経費は対象としない。
(5)～(9) (略)	(5)～(9) (略)
附 則	附 則
この要綱は、平成27年10月14日から施行する。	この要綱は、平成27年10月14日から施行する。
附 則	附 則
この要綱は、平成28年4月1日から施行する。	この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
附 則	附 則
この要綱は、平成30年4月1日から施行する。	この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
附 則	附 則
この要綱は、平成31年4月1日から施行する。	この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
附 則	附 則
この要綱は、令和3年5月14日から施行し、令和3年4月1日から適用する。	この要綱は、令和3年5月14日から施行し、令和3年4月1日から適用する。
附 則	附 則
この要綱は、令和6年6月21日から施行し、令和6年4月1日から適用する。	この要綱は、令和6年6月21日から施行し、令和6年4月1日から適用する。
<u>附 則</u>	
<u>この要綱は、令和7年4月11日に施行し、令和7年4月1日から適用する。</u>	